

開会	事務局長	ただいまから令和元年度第10回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者はいません。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中14名の出席でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
	議長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■委員にお願いいたします。
第1号議案	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員によります現地調査を行っています。3-22、3-23について■■■■委員報告をお願いします。
	3番	■■■■地区担当の■■■■です。3-22について報告します。21日に■■■■と私とで現地調査をしました。場所は■■■■にあります。この度の申請は■■■■が規模拡大ということですが■■■■は■■■■ということで現在はこのまわりを請け負って耕作されているかたがおられますがその方に耕作管理を委託されておりまして現況写真の1ページを見て頂けると分かるんですがちょうど左に家が建っているんですがこれが■■■■の家で番地を見て頂いても一番地しか変わらないんですがちょうど近所ということでこの度の所有権移転という話になりました。■■■■は現在9反あまり耕作をされておられるので何ら問題ないと思われれます。続いて3-23につきましても同じく21日に■■■■と私とで現地調査を行いました。場所は■■■■より■■■■、■■■■になっていますがその■■■■のところにあります。こちらにつきましても■■■■は地元の方なんですが現在も耕作は近所の人に賃貸借で今までずっとされていたんですがこの度■■■■の方から規模拡大ということで話がありまして所有権移転という申請がでております。この方も3反耕作されておりまして問題ないと思われれます。3条申請ということで所有権移転ということでありますが3年間は転用できないと両者とも承知されて申請されているので問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。3-24の案件についてすでに17条2項で調査を頂いておりますので今回はお願いいたしておりません。3-25の案件について■■■■推進委員報告をお願いします。
	■■番	■■■■担当の■■■■です。受付番号3-25について報告します。場所は■■■■のほうか■■■■より■■■■の場所にあります。■■■■の方は■■■■より■■■■の場所にあります。12月21

		日に■■■委員と■■■委員と譲り渡し人の■■■同行のもと調査しました。譲受人の■■■は意欲的に取り組んでおられ今回も規模拡大のためです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	ありがとうございました。続いての案件3-26について■■■推進委員報告をお願いします。
	■■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号3-26について報告します。場所は■■■へおよそ■■■のところですか。12月19日に■■■農業委員と譲受人の■■■と電話で会話しながら調査しました。調査内容ですが■■■で航空写真6ページになります。この田んぼは以前から■■■が耕作されておりこの度■■■が土地を譲渡したいということで話し合いができたようです。■■■さんの規模拡大ということで問題ないと考えます。ご審議をよろしくお願ひいたします。
	議長	ありがとうございました。続きまして3-27について■■■推進委員お願ひいたします。
	■■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号3-27について報告します。これは所有権の移転です。場所は■■■より■■■ほど行った■■■の分岐付近の■■■です。今月20日に■■■農業委員とともに調査しました。当人に連絡したら代理人の方でこの方も出席できないということでした。農地のほうは一部の田以外は現在作付けされていない農地です。譲受人は権利取得後、水稻、トマト、野菜などを作付けされるそうです。本人から聞けなかったので申請された書類から報告しています。先ほど、局長が読み上げた家族数が10人でしたが■■■農業委員言われるには3人くらいだろうということでした。よろしくお願ひいたします。
	議長	ありがとうございました。続いて3-28、3-29につきまして■■■推進委員お願ひいたします。
	■■■番	■■■担当の■■■です。受付番号3-28について報告します。場所は■■■から■■■の場所へあります。12月21日に■■■農業委員、■■■農業委員、申請者の■■■同行のもと調査しました。申請者につきましては意欲的に営農に取り組まれており何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。続きまして3-29について報告します。場所は■■■から■■■の場所へあります。12月21日に■■■委員、■■■委員、申請者の■■■同行のもと調査しました。申請者につきましては意欲的に営農に取り組まれており今回の申請も規模拡大のためです。周囲の農地への影響もないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。
	■■■番	3-27について補足説明します。規模拡大となっていますがこの方は新

		<p>規就農です。システム上やむを得ないということで規模拡大ということになっています。労力不足ということですが譲り渡し人は子供さんで相続ということ。この田んぼ利用権設定でありましたが今は解約されています。先ほど説明いたしましたが退職後農業するということです。これは売買契約登記を請け負ってられる行政書士さんから■■■■への確認から聞いております。また農地の中にはB判定のような土地もあります。いずれしましても本人は農業がしたいと意欲がありましてまたお父さんが■■■■で水稻をやっておられるということを知りまして自信があるということ聞いています。以上です。</p>
	議長	他にございませんか。
	議長	取り下げのあった■■■■は地目変更が出ている？
	事務局長	<p>出ていませんがこの現況写真のある通り農業用倉庫を建てられていました。■■■■さんのお父さんが建てておられて現況ではそのままでもう屋根も落ちていますし非常に傷みも激しいということで農地としては利用できないので3条申請からは取り下げということで5条を出すかは今後検討するというごさいます。家族数なんですシステムの中で亡くなっているかたも入っている場合もあるのでそこらへんも来年度新しいシステムに移行ということも考えております。今は亡くなった方までカウントされていましてここが自動的に出てしまいますので手で直さないといけないところがあり今回は残ってしまったので申し訳ございませんでした。</p>
	議長	倉庫の面積は200㎡以下よね？農業用倉庫で届けを出せばいいのでは？
	事務局	<p>今回の3条は取り下げということで。今後についてはこのまま倉庫で生かすか。この倉庫は随分老朽化が進んでいます。以降については検討された上で農地でいられないなら4条か倉庫の設置届けかは今後の検討だそうです。</p>
	議長	他にございませんか。
	■■番	■■■■の3-22、3-23のところでも他にも耕作者がいるような説明がされたと思ったのですがそこらへんは状態は大丈夫ですか？
	■■番	■■■■については話し合いができていますし■■■■については利用権設定を解除してするという話になっています。
	議長	<p>他にございませんか。無いようなので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第2号議案	議長	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当委員による現地調査を行っています。4-

		11、4-12の案件について■■■■推進委員の報告をお願いします。
	■番	■■■■担当の■■■■です。受付番号4-11について報告します。場所は■■■■から■■■■の場所へあります。今月21日に■■■■委員、■■■■委員、申請者の■■■■同行のもと調査しました。地目は畑となっていますがすでに宅地となっていて転用するものです。始末書も出されています。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。続きまして受付番号4-12について報告します。場所は■■■■から■■■■の場所へあります。12月21日に■■■■委員、■■■■委員、申請者の■■■■同行のもと調査しました。畑の一部を車庫に転用したいということです。申請以前に土地の造成をしておられまして二度としないということで始末書を添付されていました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議長	2件とも事後承諾よね。
	■番	■■■■は分筆はしてありますか？
	■番	全てしてあります。
	議長	他にございませんか？無いようなので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第2条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	続いて議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当委員による現地調査を行っています。5-41の案件について■■■■推進委員さんお願いします。
	■番	担当の■■■■です。ここは3-27の案件の人と同じで場所は同じところの母屋があるんですけどこのすぐ傍を川が流れていて橋がかかっているんですが橋のすぐそばです。この母屋は空き家バンクで購入されてこの土地は駐車場などで利用するものでありまして現在駐車場として使われておるんですが先ほどの話のように事後承諾になっていて始末書もだされています。以上です。
	議長	ありがとうございました。5-42について■■■■推進委員報告をお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号5-42について報告します。場所は■■■■地区の■■■■の農地で12月25日に■■■■委員と施工業者の■■■■の担当の方と現地確認しました。現地はお茶、栗、桜などの樹木を植えておりますが草刈りをされていたようで綺麗に保たれていますが高齢となり管理が困難ということで南側の境界などがありますが両者で話し合いまして問題ないかと思ひます。太陽光

		発電の関係の会社です。よろしくお願いします。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-43から5-59まで私の担当ですので報告させていただきます。
	議長	この案件については、委員と現地調査を行いました。場所はからからくらい行ったところでございます。町道のに面している土地でございます。現況写真の21ページをご覧ください。赤く線で囲ってある一団をすべて太陽光を設置するというようなことでございます。先ほど事務局から報告がありましたように大変多くの件数が出ております。5-43と5-44が1セットです。5-45と5-46が1セット、5-47と5-48が1セット、5-49と50、51が1セット、5-52と53で1セット、5-54と55で1セットで49.5kwの出力の施設を6ブロックに分けて設置をしようというものでございます。この土地についてもすでに耕作をされていまして完全に荒れた状態でございます。併せて譲受人の住所を見て頂きますと地元在住者は1名しかいらっしゃいません。すべて町外へ移住しておられる方で今後とも耕作の見込みはありません。今回太陽光発電の設置の話がありみなさん了解したということでございます。この中へ1箇所赤線が通っておりますがこのままの状態赤線の状態を残すということを業者のほうは言っておりますので周辺の農地に対する影響もございませんし何ら問題ないと思われまして21ページの左側へ白い建物が2か所ほど見えますがへ水を引いている水源地がここへ設置されておる場所でございますがこれに対しても何ら問題が発生する見通しもないということで今回の申請については地域に対する環境上の問題も発生しないと思います。
	議長	農地法第5条に対する説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。
	番	番です。農地ではないので問題ないと思うのですが南側にの中にという小さい筆があって多分墓地だと思うのですがこれも一緒ですか。
	議長	これは墓地です。2カ所墓地がありました。1箇所は相当以前に墓地は廃止をしているということで拝み石だけは処分されていまいした。一つについてはまだ健在でありました。ただそれがここで言います所有者でありますの土地だと思うのですがこの墓の所有者が不明なんだそうです。は自分の墓ではないよと言っているということでこちらは残っているということです。
	番	これを避けて設置するということですか？
	事務局長	メンテナンス通路がその中に5カ所ありますがそのメンテナンス通路からお墓に行けるようしてありますので太陽光発電の施設にはかかっていません。ですのでこの墓はお参りに行くことは十分できます。
	番	には設置しないということ？
	事務局長	設置しますがお墓にはかかっていません。現況写真の白い線はそのままメ

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和2年1月28日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>